

ビジネスdリモートデスクトップサービス利用規約【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年3月31日（利用規約改定前）

2026年4月1日（利用規約改定後）～

第7条（契約期間）

1.(略)

2.翌年度以降の契約期間は、前項に定める契約期間内に第26条（契約者による本契約等の解除）に定める解約手続きを実施されない場合、契約期間満了の翌日から起算して1年間、同一条件をもって自動更新されるものとします。

第7条（契約期間）

1.(略)

2.翌年度以降の契約期間は、前項に定める契約満了月の15日までに第26条（契約者による本契約等の解除）に定める解約手続きを実施されない場合、契約期間満了の翌日から起算して1年間、同一条件をもって自動更新されるものとします。

3.契約期間中に追加されたIDの利用契約期間は、当社の承諾日から、現在契約中の本サービスの契約期間満了日までとします。

第8条（利用料金）

1.本サービスの料金は、年額14,256円（初年度は10%OFF）で利用できます。なお、利用料金には、課税される消費税及び地方消費税相当額を含むものとし、本契約の成立日（契約更新の場合は更新日）の属する月末締めで一括前払いとします。

2.～3.(略)

第8条（利用料金）

1.本サービスの料金は、年額14,256円（初回契約時の料金（初回契約日を含む月に成立した契約を含みます）に限り、初年度は10%OFF）で利用できます。契約期間の途中で新たにID数の追加を行った場合、その利用料金は当該ID追加の契約成立日が属する月から契約期間の満了日が属する月までを月割した利用料金とします。契約期間の途中で対象サービスが本ライセンスの対象から除外された場合でも、一度当社に支払われた利用料金の払い戻しは行いません。なお、利用料金には、課税される消費税及び地方消費税相当額を含むものとし、本契約の成立日（契約更新の場合は更新日）の属する月末締めで一括前払いとします。

2.～3.(略)

4.契約者は、当社が利用料金その他の債務に係る債権を、当社が定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に譲渡することを承認していただきます。また、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知を省略するものとします。

<p>4.利用料金の支払い方法は、バーコード付き請求書による支払い（銀行振り込み可能）が基本となり、このほかに別途申込手続きをすることで<u>クレジットカード払い又は口座振替</u>を利用することができますが、<u>クレジットカード払い又は口座振替は、申込手続きが完了した翌月の請求から開始します。</u></p> <p>5.利用料金の支払期日は、請求月の末日とします。</p> <p>6.当社は、特段の定めがある場合を除き、利用契約が途中で終了した場合であっても契約者が支払った利用料金の返金は行わないものとします。</p> <p>7.当社は、利用料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について</p>	<p>(※)請求事業者は、<u>NTTファイナンス株式会社（以下、「NTTファイナンス」といいます。）</u>を指します。利用料金その他の債務に係る債権は当社からNTTファイナンスに譲渡されるものとします。この場合の支払方法はNTTファイナンスが定める「<u>通信サービスご利用料金等の請求・収納業務</u>」に係る取扱い規約によるものとします。</p> <p>5.前項の定めに従い利用料金その他の債務に係る債権が請求事業者に譲渡される場合、契約者は、当社が契約者の氏名、住所及び契約者識別番号等の情報（請求事業者が契約者へ利用料金を請求するために必要な情報に限ります。）並びに金融機関の口座番号及びクレジットカードのカード番号等の情報（請求事業者が料金を回収するために必要な情報に限ります。）を当社が請求事業者へ提供することにつき、同意していただきます。</p> <p>6.第4項の定めに従い利用料金その他の債務に係る債権が請求事業者に譲渡される場合、契約者は、第4項の規定に基づき請求事業者へ譲渡された債権に係る情報（請求事業者への支払状況に関するものに限ります。）が請求事業者から当社に提供されることにつき同意していただきます。この同意は、当社が請求事業者に代って契約者から取得したのものとして取り扱われます。</p> <p>7.利用料金の支払い方法は、バーコード付き請求書による支払い（銀行振り込み可能）が基本となり、このほかに別途申込手続きをすることで口座振替を利用することができますが、口座振替は、<u>手続きが完了した際に別途送付する「口座振替事前通知書」発行後、最初の請求から開始します。</u></p> <p>8.利用料金の支払期日は、請求月の末日とします。</p> <p>9.当社は、特段の定めがある場合を除き、利用契約が途中で終了した場合であっても契約者が支払った利用料金の返金は行わないものとします。</p> <p>10.当社は、利用料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について</p>
--	--

<p>て年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求することができるものと<u>します。</u></p> <p><u>8.</u>(略)</p>	<p>年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求することができるものとし、<u>当該請求を受けた契約者は当社が指定する期日までにこれを支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払があった場合は、この限りではありません。</u></p> <p><u>11.</u>(略)</p>
	<p><u>附則（令和 8 年 2 月 25 日 C A S 2 サ 000400016950-01 号）</u></p> <p><u>（実施期日）</u></p> <p><u>この改正規定は令和 8 年 4 月 1 日から実施します。</u></p>